

ほうてらす Vol. 35

P06-07

INTERVIEW

堀内敬子さん

P08-09

困ったときの法テラス

法テラスの
「犯罪被害者支援」

P10

スタ弁日記

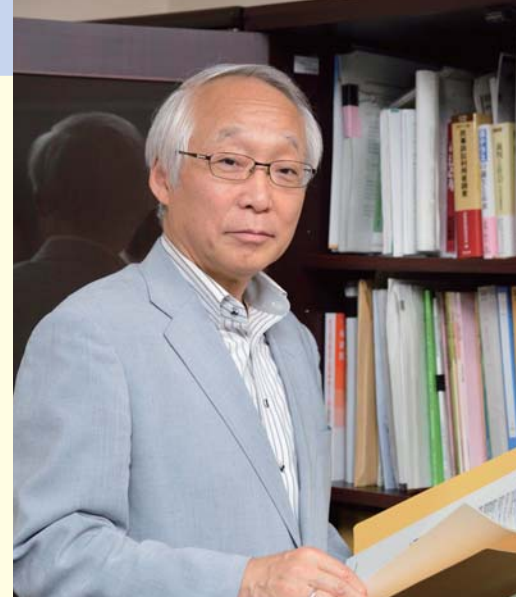
P11

リレーション・テラス

P02-05

特集

暮らしのなかの法律
終活
自分らしい
人生を全うするために



法テラス理事
元日本経済新聞論説委員

安岡崇志

小 田原の陣へ、十八になりたる子を發たせてより、また二目とも見る悲しさの余りに、今、この橋を架けるなり。後の世のまた後まで、この書き付けを見る人は念仏したまえや。三十三年の供養なり」およそ四百年前、堀尾金助の母とだけ伝わり、名の分からない女性が橋の擬宝珠に残した文章の一部である。読みやすく、少し書きかえてみた。原文は日本三大女性名文の一つとされ「芸術的気品の表現に成功している点申し分なく」と称えた昭和時代の有名な批評家もいる。

裁断橋というこの橋は、名古屋・熱田神宮の南、旧東海道に架かつていた。豊臣秀吉の小田原攻めの戦いに参じる十八歳の息子堀尾金助を、母は、ここで見送り、数カ月後、戦没の報せを受ける。

理事室から

リレーエッセイ 03

より良い終活のためには

三十余年が経ち、金助の三十三回忌を前にした母は七十歳に近く、もう寿命が尽きると覚悟していたはずだ。今でいう終活に思いを巡らすうち、息子を末永く供養するため、「後の世のまた後まで」橋を渡る人々が冥福を祈ってくれるように、裁断橋の架け替えを思い立った。

工事が終わる前に母は亡くなったが、親族が遺志を継ぎ、架橋に込めた願いを擬宝珠に刻んだ。橋が、川の埋め立てで、大正の末に用済みとなったあと、擬宝珠は博物館に収められ、橋のあった場所に擬宝珠の複製が据えられた。

遺志は完全に遂げられたのである。見事な終活ではないだろうか。

現代の日本では、しかし、金助の母と同じことをしようとしても、それはなかなか難しい。今の社会では個人も家族も、様々な法律や制度の規制に縛られるからだ。

自分の遺志の伝え方からして、好き勝手なやり方ではいけない。法規定に合わないければ遺志とはみなされなかったりする。家族だと思いい緒に暮らしてきた者が、法律上、家族と認められない場合だってある。自分の財産だ、誰にどう遺そうとどう使うと自由だと息巻いても、法律や社会制度に決まりがあれば、それに従った遺し方使い方をしなければならない。

社会の中で生きる私たちは、生涯を終えるときも、社会の枠組みである法律や制度から抜け出せない。良い終活には、法律や制度に通じた良い相談相手が必要なのだ。



困ったら法テラス。まずはお電話を。

【平 日：午前9時～午後9時
土曜日：午前9時～午後5時】

おなやみなし
0570-078374
IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714** 震災法テラスダイヤル **0120-078309**
IP電話からは03-6745-5601

www.houterasu.or.jp **法テラス**

発行：日本司法支援センター（法テラス）本部／発行責任者：事務局長 鈴木啓文
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話：050-3383-5333（代表）
平成28年1月発行

法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。

終活

自分らしい人生を全うするために

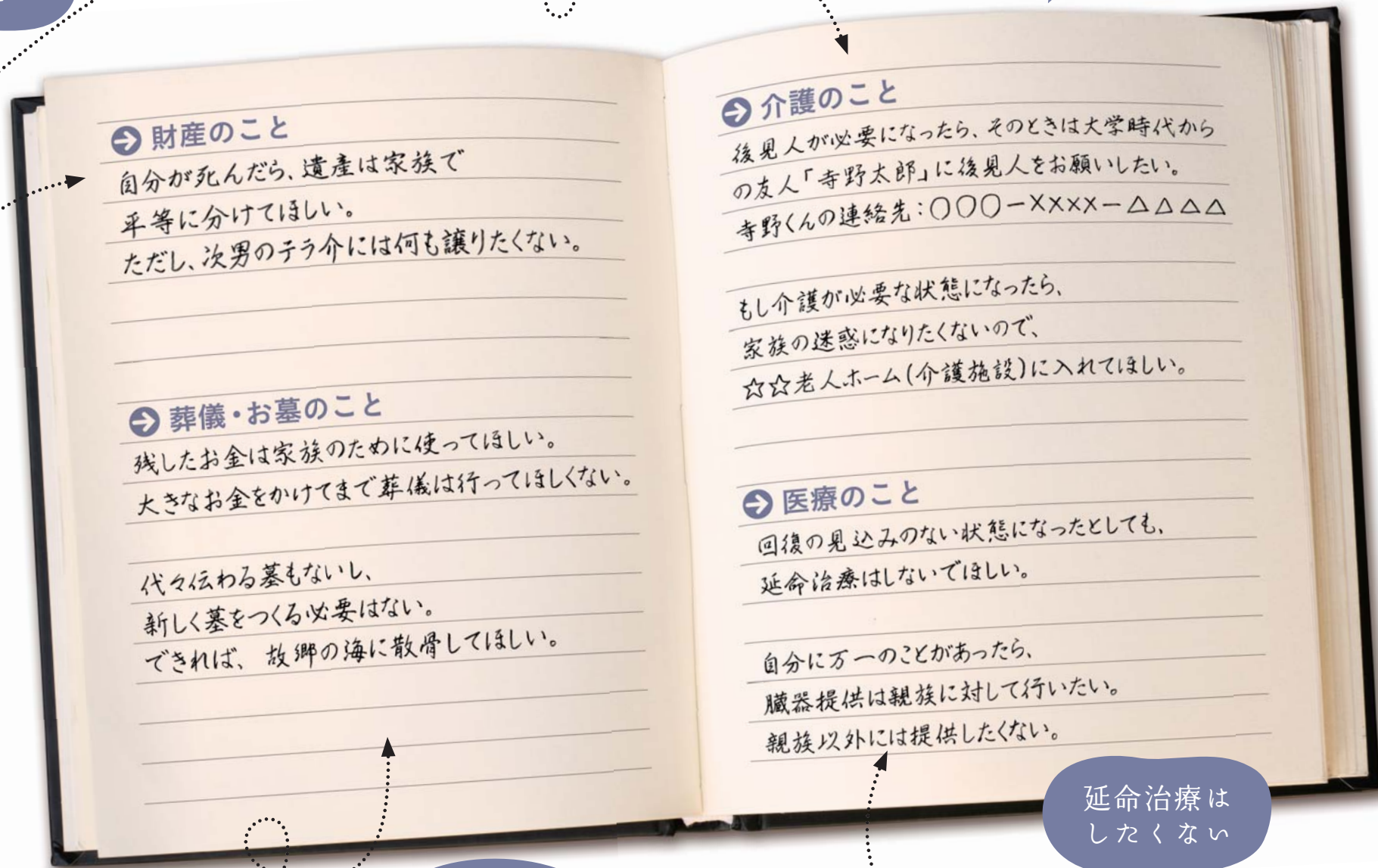


法野テラ男(70)

家族は妻、息子2人に娘1人。いずれも成人。両親はすでに他界。

70歳の誕生日を迎えたテラ男さん。そろそろ自身の人生の終え方について考えようと思い立ち、書店に行ってエンディングノートを購入しました。さて、テラ男さんはノートにどんな思いを書くのでしょうか。

エンディングノート例



➡ 財産のこと

自分が死んだら、遺産は家族で平等に分けてほしい。
ただし、次男のテラ介には何も譲りたくない。

➡ 葬儀・お墓のこと

残したお金は家族のために使ってほしい。
大きなお金をかけてまで葬儀は行ってほしくない。

代々伝わる墓もないし、
新しく墓をつくる必要はない。
できれば、故郷の海に散骨してほしい。

➡ 介護のこと

後見人が必要になったら、そのときは大学時代からの友人「寺野太郎」に後見人をお願いしたい。
寺野くんの連絡先：〇〇〇-XXXX-△△△△

もし介護が必要な状態になったら、
家族の迷惑になりたくないので、
☆☆老人ホーム(介護施設)に入れてほしい。

➡ 医療のこと

回復の見込みのない状態になったとしても、
延命治療はしないしてほしい。

自分に万一のことがあったら、
臓器提供は親族に対して行いたい。
親族以外には提供したくない。

延命治療は
したくない

医療

病気などで死が避けられない状態になったときに延命治療を望むかどうかは個人の死生観に関わります。テラ男さんは自らの死を自然に任せたいようです。



葬儀も墓も
不要

葬儀・埋葬・墓

葬儀をするにもお墓を建てるにもお金がかかります。テラ男さんはそれらにお金をかけるくらいなら、残された家族で使ってほしいと思っています。また、自身の遺骨は故郷の海に撒くことも希望しているようです。

介護

テラ男さんは、家族に負担をかけたくない…との思いから、「後見人には友人を」「介護は施設で」と考えているようです。

次男には
譲らない

財産

財産をめぐる家族が争うのは悲しい…。遺産は家族で平等に分けてほしいと思っています。しかし、ギャンブルで借金まみれの次男・テラ介には譲りたくないようです。



その他 書いておく よいことリスト

- 自分のこと
(自分史、健康状態)
- 親族・友人・知人のこと
- ペットのこと
- 保険や年金の加入状況
- 携帯電話・インターネットの
会員登録情報
- 形見分け・遺品の整理について
- 家族・友人など大切な人への
メッセージ

明日突然、倒れたら…

日本の平均寿命は世界トップクラス、「長寿の国」と言われています。確かに医療技術の進歩などによって、年齢を重ねても健康な方が増えていきます。しかし、寿命を迎えるまでずっと元気でいられるとは限りません。厚生労働省が発表した日本人の「健康寿命(健康な状態で日常生活を送れる期間)」は、平均寿命よりもなんと10年も短く、寿命が尽きるまで心身ともに元気で過ごすことは簡単ではないのかもしれない。

よりよい終わりを迎えるために…
準備を始めませんか

病気もなく体力があるうちは実感が湧かず、どのように人生を終えたいのかを考えようという気がなかなか起こらないかもしれません。しかし、元気でなくなってしまうと、準備を始めるとしてもできなくなってしまうものです。自分の望む終末を迎えるために、心身ともに健康なときからしておく準備が「終活」です。

終活は、「自分が人生をどう全うしたいのか」「自分が亡くなった後、家族に何を伝えたいか」などを考え、その願いを叶えるための準備を整えるもの

です。介護施設の予約や墓・葬儀の事前契約、財産の管理や整理…、考えなければならぬことは山積みです。どれも大変そう…。そこで、気軽に終活を始められる「エンディングノート」を利用する人が増えています。

自分を再発見できる

エンディングノート

エンディングノートには、自分のこと、財産のこと、大切な人へのメッセージなどを記します。エンディングノートを作ると、自分の人生を振り返って、残りの人生をどう過ごすのかを考えることができるようです。終わりではなく、始まりのために、というつもりでエンディングノートを作るのもよいのではないのでしょうか。

後見人には友人を

介護

後見人を自分で選ぶなら
元気づけられる任意後見

認知症などによって判断能力が低下すると、財産の管理をしたり、介護施設への入所契約を結んだりといった法律行為を自ら行うことが難しくなります。そこで、本人に代わり成年後見人がそれらの行為を行うのが成年後見制度です。この制度には大きく分けて「任意後見」と「法定後見」の2つがあります。

任意後見は、本人に十分な判断能力があるうちにあらかじめ後見人を選び、任意後見契約を結んでおくも

のです。任意後見人は本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が選んだ任意後見監督人の監督の下、契約で定められた事柄につき法律行為を行います。他方、法定後見は、本人の判断能力がなくなった後に、家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。任意後見の場合、後見人になってもらう人を本人自ら選べるのですが、死亡によって契約が終了してしまうので死後の事務や財産管理は委任できません。

テラ男さんの場合は、友人の寺野さんに後見人になってもらいたいという希望があるので「任意後見」を利用するのもよいでしょう。

身元引受人は必須？！

老人ホームへ入所する際、身元引受人が必要となるケースが多いようです。引受人を必要とする法的根拠はありませんが、一般的に身元引受人の役割として、入居者が施設利用料を支払えなくなったときに支払を肩代わりしたり、退去手続をして本人を引き取ったりすることなどが考えられます。最近では身元引受人の役割を代行する民間サービスや、身元引受人不要とする施設もあります。また、後見人がついていれば入居可能な施設もあります。事情に応じて選択しましょう。

延命治療はしたくない

医療

家族に希望を残すために

重い病気やケガで回復の見込みのない容態になったとき、延命治療を希望するかどうかは本人にとっても家族にとっても深刻で重大な問題です。末期の状態になってからでは、意思を伝えられなくなってしまうおそれもあり、家族や医師が本人の希望に反する選択をしてしまうことも考えられます。

そこで、自分の望むようにしてもらうためには、テラ男さんのようにエンディングノートなどで自分の考えを明らかにしておくという方法があります。

また、公的な文書として公正証書を作成する方法も考えられます。ただ、これらには法的な拘束力はないので、自身の意思を尊重してもらうためには、あらかじめ家族や担当医師とよく話し合っておくことが大切です。

臓器は親族にしか提供したくない

親族優先は可能だが、
親族のみは不可

平成22年1月に臓器移植法が改正され、①15歳以上で親族へ優先提供する(書面による)意思表示がある②その親族が移植希望登録をしている③医学的条件を満たしている、などの条件を満たせば親族へ優先的に臓器提供をすることが可能になりました。しかし、テラ男さんのように「親族にしか提供したくない」と提供先を限定する意思表示をしている場合には、親族への提供を含め臓器提供自体ができなくなってしまうので注意が必要です。また、どんなに親しい間柄であっても親友や恋人など親族以外の人に優先提供することはできません。

葬儀は不要

葬儀・埋葬・墓

故郷の海に散骨を

亡くなった後、
葬儀は必須ではない

お通夜や告別式、火葬費用に飲食接待費など葬儀を行うには様々な費用がかかります。高額となることが多いです。そのため、テラ男さんは葬儀をせず、散骨を希望しています。法律上、葬儀を行う必要はありませんが、遺体を葬る方法には、火葬、土葬、水葬、鳥葬…などがあり、それらには一定のルールがあります。例えば、鳥葬は日本では死体損壊罪(刑法190条)に問われるおそれがあります。では、遺骨を海や山に撒く「散骨」はどうでしょうか。「違法では？」と思うかもしれませんが、葬送のひとつとして節度を持って行われる限り、法律上問題はありません。ただし、他人の私有地や条例で禁止されている自治体内での散骨はやめておきましょう。

また、散骨を行うに当たっては、

次男には譲らない！

財産

財産を譲りたくないときは
推定相続人の廃除

推定相続人(将来相続人になるべき人を言います。)の中に遺産を譲りたくない人がいる場合、家庭裁判所に推定相続人廃除請求をしましょう(ただし、対象は遺留分を有する推定相続人に限られます)。廃除が認められるのは、被相続人に対する虐待・重大な侮辱・著しい非行がある

気軽に
ご相談ください！

法テラスは、市民の皆さまがひとりで悩まないようにするサポート機関です。お悩みごとが法律に関することかどうか分からなくても、まずはお気軽にお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル

☎0570-078374

※遺留分制度とは…遺産の一定割合の取得を一部の相続人に保証する制度

場合です。例えば、親に多額の借金を肩代わりさせた、親の意に反して暴力団員と結婚したなどがあります。審判によって廃除が確定したら、10日以内に廃除される人の本籍地又は届出人の所在地の役所へ届出をしましょう。廃除された相続人の戸籍に廃除の事実が記載されます。テラ男さんのケースで廃除が認められない場合には、「私の遺産は妻、長男、長女の3人に相続させる」といった内容の遺言書を残しておくのがよいでしょう。ただし、その場合には、次男が遺留分を主張する可能性があることに注意する必要があります。

ほりうちけいこ／1971年生まれ、東京都出身。90年に劇団四季に入団。『美女と野獣』など多くの作品でヒロインを務め、99年に退団。その後も舞台、映画、ドラマなどで幅広く活躍。主な出演作は、『THE 有頂天ホテル』『ショムニ2013』『44歳のチアリーダー!!』など。また今秋、西川美和監督の『永い言い訳』が公開予定。

役になりきる圧倒的な演技力でドラマや映画、舞台で活躍している堀内敬子さん。

特集のテーマ「終活」は、まだまだ実感がないと言いながらも、出演していたドラマを通して感じたことなどを、話してくださいました。

相続に関して、知らないことがたくさんあると実感しました

昨春秋、遺産相続をテーマにしたドラマ「遺産争族」に出演した堀内さん。終活についてどんなイメージをお持ちなのでしょうか。

「正直なところ、私自身はまだ実感がありません。同世代で終活をしている人も、私の周りにはあまりいないみたいで……。ただ、母は80歳になりますし、父がすでに他界していることもあり、相続のことが気になるみたいで、万が一のことを考えて書類一式まとめているようです。私たちがようだいには折に触れ、『ケンカはしないで、3人で平等に分けてね』って。大した遺産はないと思いますけれど(笑)」

相続は受ける立場という感じで、自分がする側のことはあまり想像ができないと言います。ただ、このドラマでは相続に関する様々な情報が入って、「えっ、そうなんだ!」という驚きがたくさんあったそうです。「遺産相続」というとドロドロとしたイメージがありました、ドラマを通じて

ていろいろと勉強させていただきました(笑)。たとえば遺言書だって、必ずしも書いた通りに財産が分配されるわけではないとか、効力のある書き方があるとか。実は、そういうことをちゃんと分かっている人は少ないですね。法律的なことはどうしても敬遠しがちですが、知っておくべきことがたくさんあるんだなと実感しました」

区法律相談に行つて、問題を解決しました

「そういえば、実生活でも知ると知らないとは大違いという体験をしたことがあるんですよ」

と堀内さん。賃貸マンションから引っ越すとき、汚れた壁紙の張替費用がかかるからと、敷金がほとんど戻ってこなかったことがあったそうです。

「不動産屋さんにそう説明されて、そんなものなのかなと思って母に話したら、区に相談に行ってみたほうがいいとすすめられたんです」

役者はどんな経験もしておくべきという主義の堀内さんは、さっそく区法律相談に。そこでの回答は、「賃貸

の場合、入居者は退去時に原状回復するよう義務づけられていますが、過失や故意ではなく普通に生活していた場合は、大家さんが負担するのが原則」というものでした。

支払う必要がないと知った堀内さんは敷金を戻してもらえたそうです。もし、相談に行かなければ、お金はそのまま戻ってくることはなかったでしょう。

「相談によって知るべきことを知って、問題に立ち向かうことができてよかったと思います。だから皆さんも、少しでも『あれっ?』って感じたなら、無理に納得したり、もやもやを抱えたままにしたりしないで、まずは誰かに相談してみることでですね。相談でスッキリできることもたくさんあると思います。『法テラス』については全く知りませんでした、法律に関わる問題かどうか分からないでも相談に乗ってもらえるのはすごくありがたいですね。問題を抱えている知人にも、法テラスのことを教えてあげようと思います。もちろん、私もいざというときのためにしっかり覚えておきます」

堀内敬子さん(女優)
知ると知らないとは大違い。
だから、問題を抱えたら、
まずは誰かに相談します。



弁護士にかかる費用について

経済的に余裕のない方も弁護士による支援を受けられるよう、弁護士費用に関する様々な援助制度があります。

- 加害者へ損害賠償を請求したい
- DVを受けているので保護命令を申立てたい など

→民事法律扶助制度

「収入が一定額以下」などの条件を満たす方は、無料で法律相談を受けることができます。弁護士による援助が必要な方には、弁護士費用等の立替えを行います。

※費用は月々分割で返済していただきます。(無利子)

- 被害届を提出してほしい
- 事情聴取に同行してほしい
- マスコミ対応をしてほしい など

→日弁連委託援助制度

殺人や性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やそのご家族の方などを対象に、刑事手続や少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行います。

※条件を満たす方が対象です。

- 刑事裁判に参加したい

→被害者参加人のための国選弁護制度

経済的に余裕のない被害者参加人*の方が、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担します。

※一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度を「被害者参加制度」といい、参加を許可された方を「被害者参加人」といいます。

詳しくはホームページをご確認ください。

法テラス

イラスト＝りさこ

まずは、お電話でお問い合わせを。

犯罪被害者支援ダイヤル

☎0570-079714

※受付 平日9～21時、土曜9～17時
 ※秘密は守ります。
 ※お名前や話したくないことをお聞きすることはありません。

加害者が逮捕され、示談を申し込まれたけど、どうしたらいいかわからない。

暴力をふるう夫の元から早く逃げたい…

犯人を逮捕し、処罰してほしい。どんな手続をしたらいい?

ストーカーについて相談できる窓口は近くにある?

必要支援につなぎます

- お話をうかがい、豊富な相談窓口の中から、必要な支援を行っている窓口をご案内します。
- 刑事手続の流れをご説明し、法制度に関する情報をご紹介します。(ご案内やご紹介は無料です。)

弁護士が力になります

- 被害にあわれた方の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。(上記犯罪被害者支援ダイヤルから、お近くの地方事務所へ取り次ぎ、状況に応じて弁護士をご紹介します。紹介を受けるのに費用はかかりません。なお、弁護士に依頼する場合の費用については、左の「弁護士にかかる費用について」をご参照ください。)

ひとりでも悩まないで。

ある日突然、事件や事故に巻き込まれてしまったら…ひとたび被害を受けると、元の生活に戻るまで長い年月を要することもあります。誰にも言えずに、つらく苦しい思いをしてはいませんか。そんなときはひとりで悩まず、法テラスにお電話ください。

法テラスの

「犯罪被害者支援」

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害後の状況やニーズに応じて多角的にサポートしています。

困ったときの

法テラス

ひとりでも解決できない「法的な問題」が起きたとき、誰に相談しますか？法テラスは、誰でも、どこにいても問題解決に役立つ情報やサービスを受けられるよう、困りごとを抱えた方々をサポートしています。このページでは、法テラスが提供するサービスをご紹介します。



今号のテーマ

Vol.3 犯罪被害者支援業務

知ってください、法テラスのこと。

法テラスは、各種機関・団体とネットワークの構築・強化に努めながら、様々な法的支援を行っています

《法テラスの主な業務》

情報提供業務

夫婦や男女の問題、借金や貸金の問題、不当な解雇やパワハラ、相続に遺言…生活上の法的なトラブルに対し、「どこに相談すればいいか」「どんな法制度があるか」など、解決に向けた情報を無料でご案内しています。どなたでも何度でも匿名で利用できます。

民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方を対象に、①弁護士や司法書士が無料で法律相談を行い、②必要な場合には弁護士や司法書士費用等の立替えを行っています。

国選弁護等関連業務

国選弁護等に関する弁護士との契約、国選弁護人等候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行っています。

司法過疎対策業務

身近に法律家がない、または少ない地域に司法過疎地域事務所を設置し、スタッフ弁護士*が常駐しています。

※スタッフ弁護士
 法テラスに常時勤務する弁護士。司法過疎地域だけでなく、都道府県の県庁所在地等にある地方事務所、支部などで民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援等の法的サービスを行っています。

犯罪被害者支援業務

犯罪被害者への支援を行う相談窓口の情報や、利用できる法制度などの情報を無料で提供しています。状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行います。その他、被害者参加人のための国選弁護制度や、被害者参加旅費等支給制度の事務も行っています。



News

さまざまな経歴を持つ方が副所長に(その2)

法テラスでは、昨年からいくつかの地方事務所で自治体、福祉団体等で活躍された法専門家でない方々に副所長に就任いただいています。34号では、平成27年4月までに就任された方々をご紹介します。今号では、平成27年5月以降に就任された方をご紹介します。

今後もさまざまな経歴と視点を持つ方々に法テラスの運営に携わっていただき、よりよいサービス提供に努めてまいります。

法テラス
釧路



土屋敬視 副所長
平成27年5月就任
釧路市福祉部長

法テラス
福岡



稲吉江美 副所長
平成27年6月就任
福岡県社会福祉士会理事

Information

法テラスシンポジウム開催!

昨年に引き続き、今年も法テラスシンポジウムを開催します! 今年のテーマは、「支え合う社会へ子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法」です。

■日時: 2月20日(土) 13:00~
※参加無料
■会場: 東京ウィメンズプラザホール

生活に苦しむ人が自立していけるようになるには、どのような道筋があるのか?
貧困問題にどう立ち向かうかについて一緒に考えましょう。

詳しくはHPをご確認ください。
<http://www.kuba.co.jp/houterasusympo2015>

編集後記

あけましておめでとうございます。年明け最初の特集は「終活」。健康で暮らしているのに終活は遠い先のことに思えていましたが、編集していて、ふと、家族の顔が浮かび、遠く離れて暮らす姉に電話をしました。そして、両親や家族のこと、自身の将来について話し合いました。姉との会話を通じて、終活は自分のためだけでなく、家族のためのものだ、と感じました。皆さんもご家族と終活について話してみませんか。(Y.W)

【本誌へのご意見・ご感想はこちらまでお寄せください】

法テラス本部 総務部 広報室
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
TEL: 050-3383-5348
E-mail: kouhou24@houterasu.or.jp
Twitter: @houterasu_4_10

Information

更生寄附を受け付けています

更生寄附とは、保護観察中や保護観察を終了した方が、犯した罪の重さを認識し、悔い改める思いを深めるとともに、再び罪を犯さない決意を長く持ち続けるため、被害者等への被害弁償に代えて行う公共団体への寄附です。受け取った寄附金は法テラスが行う公益性の高い各種業務に使用させていただきます。

http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/kifukin/



Information

メールマガジン配信中

法テラスでは、メールマガジンを配信中(^^)「こんなときどうすればいいの?」「法テラスってどんな時に使えるの?」などなど、お役立ち情報をお届けしています! ご登録は携帯・スマートフォンまたはパソコンからどうぞ!



DVを見逃すな! 暴力は愛情じゃない! さあ、走れスタ弁!!

法テラス広島法律事務所

射場和子 弁護士



いば・かずこ / 2013年弁護士登録。2015年1月より現職。弁護士になる前はコンサルタント会社を経営。病氣療養を機に会社を退き、一念発起してロースクールへ。趣味は美術館めぐりと植物観賞。

「先生、来てもらえませんか! 今、DVで逃げてきた女性が…」
急いでスケジュールを確認すると、予定はギッシリ…。でも緊急だ。なんとかやりくりして行くしかない! 町役場に急行し、電話をくれた家庭相談員さんに事情を聞いた。
「…これはひどい」
すぐに一時保護の手配をお願いし、「保護命令」と、将来お手伝いすることになるであろう「離婚」とその後の「回復」も考えながら、家庭相談員さんと一緒に相談室に入った。
DV被害者には、初めて弁護士と話すという方も多い。私はゆっくり、丁寧に、笑顔で、Aさんに話しかけた。その瞬間、彼女の肩が震え、ボロボロと大粒の涙がこぼれた。
「いつも私が悪いんです」
その鳴咽まじりに絞り出した一言に私は、「あなたは何も悪くない」と伝えた。Aさんはひとしきり泣いて、少し落ち着くと話し始めた。
すべてのお話を伺い、「話して下さってありがとうございます」と言った私に、Aさんは少しほっとしたような表情を見せてくれた。
Aさんには保護命令申立が必要だ。すぐに事務所へ戻ろう。
無事、保護命令が確定し、離婚の準備のため、Aさんと再び面談したとき、「あのとき、先生が来てくれて本当に良かった。あのままだったら、殺されていたかもしれない。私はそれさえ気づかない状態でした」
私は胸が熱くなった。
人は誰もが幸せになりたいと願っている。でも、どういう運命のいたずらか、愛する人から暴力を受け、傷つき、暴言で辱められ、生きる力をなくす…。愛する人がわけもなく自分を攻撃する



イラスト=小池アミゴ

なんてあり得ない、きつと自分に原因があるのではと思ってしまう。Aさんの言った「いつも私が悪いんです」という言葉にそれが表されている。
SOSを見逃してはならない。出会うタイミングを逃すと、DV被害者は自分を責め、暴力に耐え続ける日々に戻ってしまうだろう。
だから会いに行かなければならない。そんな思いを胸に、スタ弁は、今日も行きます。

出会うタイミングを逃さず、被害者を支援

